

介護保険料の社会保険料控除

1月～12月に納めていただいた介護保険料は、住民税や所得税の社会保険料控除の対象となります。

年金天引きによる納付の場合

被保険者本人に限り社会保険料控除の対象となります。納付した保険料額は年金保険者から送られる「源泉徴収票」でご確認ください。

納付書や口座振替による納付の場合

被保険者ご本人、あるいは被保険者に代わって介護保険料を納付した同一世帯の方は社会保険料控除の対象となります。納付書納付の場合は「納入通知書兼領収書」、口座振替の場合は「通帳の記帳」で金額をご確認ください。

※申告の際に納付証明書を添付する必要はありません。申告書に納付した保険料額を記入していただくだけで結構です。
金額が確認できない場合は、各市町の介護保険担当窓口か雲南広域連合へお問い合わせください。



Q 1 寝たきりや認知症で、本人または家族が申請することが難しいのですが、どうすればよいのですか？

A 1 基本的には、本人が申請することになっています。本人が寝たきりなどで申請できない場合は、その家族が代わって申請してもかまいません。また、本人や家族が申請できない場合は、居宅介護支援事業所や介護保険施設などが代行して申請することもできます。

Q 2 要介護2と判定され、有効期間が6か月と通知がありました。6か月間は状態が悪くなくてもそのままよいのですか？

A 2 認定は、有効期間中でも、被保険者の状態が良くなった、悪くなったりした場合、要介護認定変更申請をしていただくようになりますので、市町介護保険担当窓口または雲南広域連合へご相談ください。また、変更がない場合は、有効期間が近づくと雲南広域連合より更新申請のご案内をしますので、必要な場合は、市町窓口で手続きをしてください。



保険料の急激な上昇が抑制されています

介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定(3%プラス)に伴い、65歳以上の方の介護保険料は上昇していますが、その上昇分を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。



特別養護老人ホームの入所順の決定には基準があります

特別養護老人ホームの入所順については、申し込み順で入所者を決定するのではなく、緊急性の高い高齢者かどうかを一定の評価基準をもって判断し、入所の順番を決定することになります。

評価の基準は、本人の状況(要介護度)、介護の必要性、家族の状況、入所・入院中の状況の4項目からなり、それぞれの項目の合計点数(50点満点)と、点数で評価できない部分についてはケアマネジャーの意見を反映し、最終的にはこれらを判定の参考としたうえで、各施設が入所に関する検討委員会を設けて決定する仕組みとなっています。

特別養護老人ホーム入所評価の基準

項目	持点	区分	点数
本人の状況	13点	要介護5	10点
		要介護4	8点
		要介護3	6点
		要介護2	4点
		要介護1	2点
		(加算)認知症に伴う問題行動の有無(*)	3点
介護の必要性	10点	現在居宅において、介護保険の居宅サービスの利用が要介護1～5の区分支給限度額(単位数)に占める割合。(直近3ヶ月のサービス利用額(単位数)の合計を、3ヶ月分の区分支給限度額(単位数)で除した数値(割合))	
		8割以上10割	10点
		6割以上8割未満	8点
		4割以上6割未満	6点
		2割以上4割未満	4点
		2割未満	2点
家族の状況	20点	利用なし	0点
		介護する家族がいない	20点
		介護者が高齢、病気、就労	15点
入所・入院中の状況	7点	家族はいるが、介護が困難な状況	10点
		居宅での生活が困難なため、他の介護保険施設等に入所・入院している場合	7点

*問題行動とは、自傷行為・夜間せん妄・不穏興奮・大声・奇声・徘徊・不潔行為・摂食異常(異食)・弄火などをいいます。

(備考)

- 50点を満点とします。
- 「島根県老人福祉施設協議会入所基準に関する考え方」とおり入所検討委員会で決定します。
- 2にかかわらず、災害等の事情により施設への入所を施設長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- この基準については、島根県老人福祉施設協議会と島根県等関係機関との協議で決定され、雲南圏域では平成16年6月1日より運用しています。